

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 8 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530089

研究課題名(和文) 子の監護をめぐる法制度の課題

研究課題名(英文) Studies on Legal Framework for Child Custody

研究代表者

早川 眞一郎 (Hayakawa, Shinichirio)

東京大学・総合文化研究科・教授

研究者番号：40114615

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円、(間接経費) 960,000円

研究成果の概要(和文)：子の監護をめぐる法制度の全般につき、内外の文献を通して研究を行ったが、特に重要なのは、「両親間での子の奪い合い」に対応する条約であるハーグ子奪取条約(1980年)についての研究である。日本が2014年にこの条約に加盟したこともあり、本研究期間の間に、加盟準備作業(国内実施法の起草等)に研究者として参加し、法制審議会等のさまざまな機会における実務家との議論等を通して、この条約についての詳細な研究を行い、その成果(日本の従来の親子法とこの条約との関係をめぐる比較法的検討結果等)を論文・学会報告等によって公表した。そのほか、扶養義務等、いくつかの関連テーマについても研究を行い成果を公表した。

研究成果の概要(英文)：The author conducted researches, through examining related literature in Japan and abroad, on various themes concerning legal issues related to child custody. In particular, emphasis has been put on the study of The Hague Convention of 1980 on Child Abduction. Japan ratified this Convention in 2014. The author participated in the preparations of Japanese government for entering into this Convention, as a member of Legislative Council for Ministry of Justice. Through the discussion on these occasions with practitioners, bureaucrats and judges, the author collected valuable information on this Convention. The author studied on this Convention especially from the perspective comparative law. The results of the study have been made public by revue articles and presentations at academic conferences. The author published several articles on other themes such as maintenance obligations.

研究分野：民事法学

科研費の分科・細目：法学、民事法学

キーワード：国際家族法 ハーグ条約 子の奪取 親権・監護権 面会交流 代理母 生殖補助医療 親子法

## 1. 研究開始当初の背景

子の監護は家族法分野の重要なテーマの一つであることもあり、日本においても従来からすでに相当程度の研究の蓄積がある。しかし、研究開始の直近の時期には、国内外において子の監護をめぐる法実務およびそれをとりまく環境が急速に動いており、これらの動きを踏まえた新たな研究が必要とされる状況にあった。法実務及びそれをとりまく環境の動きとしては、第1に国際化の動き、第2に日本国内の裁判および立法の動きをあげることができる。

第1の国際化の動きは、社会や家族の国際化に伴い、子の監護をめぐる問題も国境を越える形で生じることが多くなってきていることを背景としている。上記の(a)子の奪い合い、(b)親権者・監護権者の決定、(c)扶養義務のいずれについても、国境を越える形でこれらの問題が生じることが多くなってきており、それに対処するための方策が模索され、形成されつつある。より具体的には、(a)(b)(c)のいずれについても、それぞれの問題に対処するために、ハーグ国際私法会議において、世界規模での多国間条約 (a)については1980年のハーグ子奪取条約、(b)については1996年のハーグ子保護条約、(c)については2007年のハーグ扶養条約・議定書

が採択されている。これらのうち、扶養条約・議定書は未発効であるが、子奪取条約および子保護条約は、すでに発効して、数多くの加盟国(その当時で、子奪取条約は82カ国、子保護条約は25カ国)の間で運用され実績をあげてきている。日本はこれらの条約のいずれにもまだ加盟していなかったが、とくに子奪取条約については、加盟を求める国際的な圧力が高まっていて、政府(外務省・法務省等)が加盟のための検討を開始している状況にあった。これらの国際化への対応のための諸制度は、単に国際的な子の監護の問題にとどまらず、国内的な子の監護の問題にも直接間接に影響を及ぼす。現に、上記の子奪取条約の加盟をめぐる検討に際しては、条約加盟によって国内での子の奪い合いの問題や監護権の問題(離婚後の共同親権制への移行の必要性など)にいかなる影響があるかが重要な検討課題とされていたのである。

第2の日本国内での動きとしては、子の監護に関連する問題についての裁判および立法の動向を指摘することができる。まず裁判例としては、(a)子の奪い合い及び(b)親権者・監護権者の決定に関連するものとして、子の監護について人身保護請求が使える場合を制限する一連の最高裁判例(最判平成5年10月4日民集40巻7-8号5099頁等)、別居中の母親のもとから子を連れ去った父親(親権者)に未成年者略取罪が成立するとした最高裁判例(最判平成17年12月5日刑集59巻10号1901頁)など、それまでの判例の状況

を大きく変える裁判が出されてきていた。また立法としては、(c)に関連するものとして、扶養債務の強制的な実現を容易にするための民事執行法の改正(同法167条の15、167条の16の新設:平成16年)などをあげることができる。これらの動きは、それぞれに固有の背景はあるものの、大きな流れとしては、子の利益をより重視する方向への動きであったと評価することができる。また、ハーグ子奪取条約に日本が加盟することになればその条約の国内実施のための法律を制定する必要があり、それに関連する研究も必要とされる状況にあった。

## 2. 研究の目的

上記のような背景のもと、本研究では、子の監護の法的規律をめぐる新しい状況、とりわけ国際的な状況を検討することを通じて、子の監護の法的規律(より広くは親子法)についての日本法の特徴と問題点を析出して、将来への展望を示すこと、とくに、ハーグ子奪取条約への日本の加盟に関連して生じる諸問題(国内法への影響等)について検討を加えて、条約の国内実施に向けて実務的な観点も踏まえつつ理論的検討を行うことを目的とした。

## 3. 研究の方法

子の監護をめぐる問題((a)両親間での子の奪い合い、(b)親権者・監護権者の決定(面接交流に関する決定を含む)、および、(c)子の扶養義務)およびそれに関連する親子法上の問題について、国際的な状況を十分考慮に入れるという本研究の趣旨に従い、諸外国(主要欧米諸国が中心となるが、可能な限りその他の国(アジア諸国など)も含めて)における学問的および実務的な状況を、最近の文献、および各国の研究者・実務担当者との質疑応答により、調査する。他方、日本における研究・実務の状況について、文献および実務家(裁判官・家裁調査官・弁護士のほか、法務省・外務省の担当者等)との質疑応答にもとづいて調査する。それらの調査を踏まえて、上記2(「研究の目的」)で示したような日本法についての分析を、ハーグ子奪取条約との関連などを中心として、行う。

## 4. 研究成果

子の監護をめぐる問題の全般につき、内外の文献を通して調査研究を行ったのに加えて、とくにそのなかの一つの重要な問題である「両親間での子の奪い合い」に対応するための条約であるハーグ子奪取条約(1980年)に関して、詳細な情報収集と検討を行った。具体的には、まず、この条約の運用状況や問題点を協議するためのハーグ国際私法会議・特別会合(平成23年6月と同24年1月

に2回に分けて開催された)にオブザーバーとして参加し、同会議事務局の担当者並びに各国及び関係諸団体の代表(実務担当者・研究者)等との議論を通じて、この条約に関する最新の情報を収集し検討した。また、日本がこの条約に加盟するための国内の準備にも参画し、法制審議会の「ハーグ条約(子の返還手続き)部会」に委員として参加し、条約の国内実施のための法律案策定に携わった。その国内での準備の過程では、法務省および外務省の立法準備担当者のほか、裁判所・弁護士会の代表等との協議・議論を通じて、とくに実務的な視点からの情報を収集することができた。また、国会におけるこの法律案審議の過程で、参議院法務委員会の参考人として意見陳述をする機会があり、その際には、法務委員会所属の参議院議員との質疑応答等を通じて、立法府における関心・問題意識のあり方についての情報を得た。なお、この国内実施法案は、最終的には2013年6月に国会で可決され、制定・公布された。また、その直前である同年5月に、ハーグ子奪取条約への加盟も国会で承認され、所定の手続きを経て、2014年4月から日本についてこの条約が発効した。本研究の最終年度(2013年度)は、条約への日本の加盟が正式に決定され、運用開始が間近に迫る時期であったため、法務省・外務省・弁護士会等の実務担当予定者からの要請もあって、この条約についてこれらの実務担当予定者と問題点を協議する機会が多くなった。それらの協議を通じて、さまざまな実務的な問題点を研究者の視点から検討するという作業を行った。また、ローエイシアの会合において、アジア各国の法律実務家・法学研究者との間で、この条約に関する議論・意見交換をすることによって、アジア諸国における状況に関する情報を得た。

ハーグ子奪取条約に関する以上のような検討の成果は、後掲の論文及び学会発表によって公表した。検討の成果のなかでも、とくにこの条約と日本の親子法(さらには家族法全般)との関係についての、比較法的な視点からの検討を通じて、この条約が日本の家族法に及ぼす長期的な影響について、一定の予測が得られた点は重要であるように思われる。すなわち、日本の家族法は、比較法的に見ると法的な強制力が弱いという特徴があり、家族における問題の規律を関係当事者(家族)の自治にゆだねる傾向(いいかえれば強者による事実上の支配や、法によらない自力救済を許す傾向)が強いが、ハーグ子奪取条約はそのような日本法の特徴とは大きく異なる性格を有する法規範であり、この条約に加盟してその運用に関して国際社会からのフィードバックを受けること等によって、直接の規律対象である国際的な子の奪取についての取扱にとどまらず、日本家族法の上記のような特徴・傾向が長期的には変容していく可能性があるのではないかという予

測である。

また、この条約以外のテーマに関しては、まず、親子間の扶養を含む家族間扶養につき、それまでの内外の研究をまとめる形で、「扶養義務の準拠法に関する法律」の注釈を執筆・公表した。また、2012年度の日本私法学会シンポジウム(国際家族法の現状と課題をテーマとするもの)の企画・実施の責任者を引き受けたのをひとつの機縁として、国際家族法全般についての検討もを行い、その一環として、生殖補助医療によって生まれた子に関する親子法上の問題点についても研究をし、この日本私法学会のシンポジウムおよびフランスを中心とする生命倫理研究グループでのシンポジウムでの発表を行った。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 9 件)

早川眞一郎「私的調停の枠組構築と裁判所との連携に関して 研究者の立場から」戸籍時報 708号 17-19頁(2014年) 査読無

早川眞一郎「国際的な子の奪い合いに関するハーグ条約」『加除式・国際家族法の実務』(近刊(2014年予定) 頁数未定) 査読無

早川眞一郎 = 大谷美紀子「日本のハーグ条約加盟をめぐる」ジュリスト 1460号 2-5頁及び 48-55頁(2013年) 査読無

早川眞一郎「国際化時代における家族法の課題」論究ジュリスト 2号 106-107頁(2012年) 査読無

早川眞一郎「国際的な生殖補助医療と親子関係 — 代理懐胎について」論究ジュリスト 2号 127-135頁(2012年) 査読無

早川眞一郎「『国際的な子の監護』をめぐる問題について」判例タイムズ 1376号 47-55頁(2012年) 査読無

早川眞一郎「ハーグ子の奪取条約の現状と展望」国際問題 2011年 12月号 17-27頁(2011年) 査読無

早川眞一郎「子連れ帰国をした母親に対する人身保護請求」ジュリスト 1420号 364-366頁(2011年) 査読無

早川眞一郎「『ハーグ子奪取条約』断想 — 日本親子法制への一視点」ジュリスト 1430号 12-18頁(2011年) 査読無

[学会発表](計 10 件)

Shinichiro Hayakawa, « Les principes de protection de corps dans le cadre de la biomedicine », Reseau Univeristaire International de Bioethique, 2013年 12月 15日, Louvain・La・Neuve (ベルギー)  
早川眞一郎「私的調停の枠組構築と裁判

所との連携」ローエイシア日本協会・家族法部会、2013年11月9日、明治大学（東京）

早川眞一郎「子の奪い合いに関するハーグ条約」東京家庭裁判所、2013年11月6日、東京家庭裁判所（東京）

Shinichiro Hayakawa, "Impact to the development of medically assisted reproduction on the law of parentage in Japan", Reseau Univeristaire International de Bioethique, 2012年10月29日、Rio de Janeiro（ブラジル）（原稿参加：代読）

早川眞一郎「ハーグ子の奪取条約と日本」国際法学会、2012年10月7日、有明ビュックサイト（東京）

早川眞一郎「ハーグ条約実施法案について」参議院法務委員会（参考人意見陳述）2013年6月6日、参議院（東京）

早川眞一郎「国際私法の観点から見た、外国での生殖補助医療」生殖テクノロジーとヘルスケアを考える研究会（最先端・次世代研究開発支援プログラム「グローバル化による生殖技術の市場化と生殖ツーリズム：倫理的・法的・社会的問題」）、2012年12月14日、東京大学（東京）

Shinichiro Hayakawa, «L'adhesion du Japon de la Convention de La Hayes sur les enlevements des enfants », Colloque de droit japonais et francais compare, 2012年5月11日、Lyon（フランス）

早川眞一郎「渉外的な子の監護紛争の展望」家事法研究会、2011年7月22日、ルポール麹町（東京）

早川眞一郎「ハーグ子奪取条約の概要」アジア国際法学会・日本協会、2011年6月25日、明治大学（東京）

〔図書〕（計 2 件）

早川眞一郎『『子連れ里帰り』の行方

ハーグ子奪取条約と日本』森嶋昭夫=塩野宏編『変動する日本社会と法』141-171頁（2011年、有斐閣）（分担執筆）

早川眞一郎「扶養義務の準拠法に関する法律」櫻田嘉章=道垣内正人編『注釈国際私法第2巻』385-412頁（2011年、有斐閣）（分担執筆）

〔産業財産権〕

出願状況（計 0 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：

出願年月日：

国内外の別：

取得状況（計 0 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

早川 眞一郎（HAYAKAWA, Shinichiro）  
東京大学・大学院総合文化研究科・教授  
研究者番号：40114615

(2) 研究分担者

（ ）

研究者番号：

(3) 連携研究者

（ ）

研究者番号：